

薬生食輸発1108第1号
平成30年11月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産しそのアトラジン及びえだまめのジフェノコナゾール並びにフィリピン産バナナのビフェントリン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年10月25日付け薬生食輸発1025第4号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体の収去検査の結果、フィリピン産生鮮バナナにおいて、残留農薬の食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、フィリピン産バナナに係る残留農薬のモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産しそのアトラジン及びえだまめのジフェノコナゾールの項については、モニタリング通知の別表第2から削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査年月日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成30年11月8日	フィリピン	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(ビフェントリン)